

書 評

L. J. ティヴィー, 遠山嘉博訳『イギリス産業の国有化』

山 本 尚 一

最近イギリスの伝統的国有化(1945~51年)にたいして左右両陣営からの批判がさかんである。まず、労働党左派のリーダーで「ミスター国有化」の異名をもつトニー・ベン(A. W. Benn)は、右派の「モリスン型」国有化に反対し、参加の哲学にもとづいて国有化によって社会主義への大飛躍を達成せんとする。他方において、サッチャー首相の率いる保守党は、新自由主義にもとづいて国有企業群の民営化を主張している。その帰趨は、なお明らかではないが、変革の方向を探るためにはまず伝統的国有化の実態把握をおこなう必要がある。そのためには、チェスターの大著(N. Chester, *The Nationalisation of British Industry, 1945~51, 1975*)があるが、あまりにマッシブすぎて一般読者には近づき難い。このような学生や一般読者の要望に答えて出版されたのが、「国有化の研究の入門書として役立つことを目的」(10ページ)とした本書である。

著者のレナード・J・ティヴィー氏は、「訳者まえがき」にあるように新自由主義的政治学者の集まるパーミンガム大学政治学部上級講師で、本書のほかに『1960年以後の国有化産業』(1973)および『企業の政治学』(1978)の著書がある。本書の目次をみれば、第1章国有化の範囲、第2章国有化の源泉、第3章主要国有化産業、第4章国有化の実践、第5章組織の諸問題、第6章統制と責任、第7章国有化の目的、第8章公有の政治学、となっており、国有化の諸問題をあらゆる側面から分析している。以下において各章の内容を簡単に要約してみよう。

まず第1章の冒頭において著者は、「本書は政治問題に関する書物である。政治は本質的に、意見の分裂や相違にかかわるものであり、したがって本書は、諸々の論争とその結果を述べている」(19ページ)と記し、本書がすぐれて「国有化産業の政治学」としての内容をもつことを強調している。第2章において国有化政策を規定した二つの要素「信念」と「現実」について述べる。まず「信念」を形成した五つの要素として(1)消費組合の発達と限界、(2)労働党とその綱領、(3)労働者管理、(4)国家経済計画の必要性および(5)

非社会主義者の影響力を分析し、「二つの世界大戦の間の時期に、イギリスの国有化を形成した勢力ができて上がった」(87ページ)と述べている。ついで「現実」の公共企業体の発達を述べ、その特質として(1)特別の法的形態であること、(2)法的組織体であること、(3)公的に所有されること、(4)ある程度の政府統制があること、(5)実際の運営や経営について独立していること、をあげている。第3章は、第2次大戦後に国有化が実施されたときの環境、議会の立法過程、公共企業体の成立時の基本構造などを述べている。このうちから「労働党の多くの支持者にとって彼らの計画の中心」であり「彼らの感情の核心」(58ページ)であった炭鉱業をとりあげよう。著者はまず、労働紛争と経済不況が資本、技術進歩の不足をうみだし、他面再編成と合併が進まず、「単なる改善ではなしに事物の条理の根本的な変革が必要」となり、「結局、1946年の石炭産業国有化は、戦前の経験が予示した線に沿って公共企業体を創設した」(58～9ページ)。労働党はもとより自由党さえ同法案を支持し、自由党党首は、それを「イギリス史上最も画期的な法令の一つ」(59ページ)と評した。さらに第4章では国有化のパフォーマンスを財政問題、投資、能率と技術進歩および労使関係について分析しているが、その「成功」に関する解答は保留している。

さて以上の四つの章がいわば総論とすれば、残りの四つの章は諸々の問題や論争を検討した各論といえよう。まず第5章では、組織問題を主として管理理事会の性格を中心に分析している。そこでは、理事会で実業家が優勢を占めているという左派批判に反論し「ほとんどの産業が私的に所有されている社会では経営の人材の最大の供給をそこに求めるのは当然である」(120ページ)と述べている。さらに理事会の役割にかんする職能理事会と政策理事会をめぐる論争、国有組織体における集権化と分権化の論争が紹介されているが、これらは日本の公企業のあり方を考える上でも参考にならう。第6章では、対外関係、すなわち政府、議会、および公衆との関係が、政府統制と公共責任という二つの原則を中心に検討されている。記者はここで公企業にかんする専門知識を駆使して *accountability* と *responsibility* という訳者泣かせの術語をある時は訳語をかえ、ある時は()内に原語を併記して訳出することに成功している。著者は、統制を「一定の行動方針を決定する目的的かつ積極的行為」と規定し、責任(*accountability*)を「責務(*responsibility*)の認識であり、過去および現在の行為について情報と説明を与えることを含む」(144ページ)と解し、その理論と実際についてつぎのよう結論している。「責任と大臣統制の問題は習慣的に、過大か過小かの観点から論議されてきた。過大な監督の危険性は、『企業能率』

の考え方をとる人々によって強調されてきた。過小な監督がもたらす不正事件は、組織的、民主的原理の適用の必要性を強調する人々によって指摘されてきた。……本当に必要なことは、統制と責任の満足しうる方法を考え出すことである」(180ページ)。第7章では、国有化産業の諸目的を商業原則の適用の当否をめぐって検討している。著者は、商業原則を国有化産業にストレートに適用すること(たとえば、『ハーバート報告』)にともなう諸困難を指摘した後、問題は「政治か企業か」ではなく、「政治および企業の世界」で解決すべきであると提言している。この考え方は、公有の政治学を論じた最終章に引き継がれており、主要政党の姿勢を検討した後、「要するに、国有化はあまりにも二者択一(either/or)の問題として論じられることが多かった。産業的企業を所有し、支配する方法はたくさんあり、そして一つの経済的制度は、きわめて多様な制度をとる場合ほどにはうまくいかないであろう」(261ページ)と結んでいる。

以上の簡単な要約からもうかがえるように、本書はイギリス産業国有化にかんするコンパクトな入門書であると同時に問題の核心と相互関係を鋭く捉えた研究書でもある。対象がイギリス資本主義の根幹にふれるだけに、著者が捨象した国有化の産業的側面を別してもさまざまな疑問も当然生ずるし、また今後検討すべき点も少なくないと思われる。

第1に問題としたいのは、著者の分析視角にかかわる問題で、著者が一貫して左派批判をおこなっていることである。著者は、公有への信念の要素として労働者管理をあげているが、他の諸章の問題、たとえば統制、責任、組織、目的などを産業民主主義との関連で論ずることがあまりにも少ない。著者は、再版(本訳書は再版の全訳である)において「ノッティンガムに本部をもつ労働者管理協会は、産業管理という最終目標に向けられた戦闘的な労働組合活動に主たる関心をもつもののように思われる」(259ページ)と追記するにとどめているが、この「労働者管理協会」(IWC)の思想と運動は、今後検討すべき主要論点として残されるであろう。

第2に、小著の制約上やむをえないことでもあろうが、あまりにも力点が、国有化産業の政治的側面がおかれ—これは本書の長所でもあるが—、その経済的側面との関連で把える視角が弱いことが指摘できよう。経営原則としての商業的方針と経済政策への経営決定の従属の間に衝突が生じ、各理事会と所管大臣の責任について混乱をつくりだし、それが国有化産業の能率を損なっているという相互関係を景気変動との関連で論じて欲かった。なぜなら恐慌こそは、経済過程と政治過程とが交渉をもつ交錯点だからであり、本書を出発点として「国有化産業の政治経済学」が書かれねばならないであろう。

第3に、上記2点とも関連するが、伝統的国有化と70年代国有化との関連が問われねばならないであろう。この点について著者は、「日本語版への序文」のなかで簡潔な概略をおこなっており、本書をアップ・ツー・デートなものとしている。その他訳者の配慮は、本書のすみずみまで行き渡っており、特別の説明が望ましい場合には、訳者注が付されている。本書をイギリス産業国有化にかんする標準的書物として学生や一般読者に広くお奨めしたい。

(1980年12月刊, ミネルヴァ書房, 278+9ページ)